

地方独立行政法人広島市立病院機構令和4年度第4回理事会議事録

1 日時

令和5年3月28日（火） 午後3時00分～午後4時30分

2 場所

広島市民病院 中央棟10階講堂（広島市中区基町7番33号）

3 出席者

(1) 理事 8人

理事長 竹内 功

副理事長 影本 正之

理事 松村 司（本部事務局長）

理事 秀 道広（広島市民病院長）

理事 高蓋 寿朗（舟入市民病院長）

理事 加世田 ゆみ子（リハビリテーション病院長）

理事 相田 俊夫

理事 森信 秀樹

(2) 監事 2人

監事 寺垣 玲

監事 吉中 邦彦

4 欠席者

(1) 理事 1人

理事 土手 慶五（北部医療センター安佐市民病院長）

5 開会

午後3時00分、定款第13条第1項の規定により、竹内理事長が議長に就き、開会を宣言し、同条第3項の規定に定める定足数を満たしていることを報告し、地方独立行政法人広島市立病院機構理事会規程第5条第2項の規定により、議事録署名人に秀理事及び吉中監事を選任した。

6 議事

(1) 確認事項

① 「地方独立行政法人広島市立病院機構令和4年度第3回理事会議事録（案）」の確認について

議長が前回議事録案について説明し、異議なく確認された。

(2) 審議事項

- ① 地方独立行政法人広島市立病院機構年度計画（令和5年度予算を含む。）について
事務局が、原案について説明を行い、原案どおり可決された。
- ② 地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則の一部改正について
事務局が、原案について説明を行い、原案どおり可決された。
- ③ 地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正について
事務局が、原案について説明を行い、原案どおり可決された。
- ④ 地方独立行政法人広島市立病院機構組織規程の一部改正について
事務局が、原案について説明を行い、原案どおり可決された。
- ⑤ 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部改正について
事務局が、原案について説明を行い、原案どおり可決された。
- ⑥ 地方独立行政法人広島市立病院機構職員退職手当規程の一部改正について
事務局が、原案について説明を行い、原案どおり可決された。

(3) 報告事項

- ① 経営状況報告について
事務局が、経営状況について報告を行った。
- ② 旧安佐市民病院の不要財産納付に係る広島市立病院機構定款の一部改正等について
事務局が、旧安佐市民病院の不要財産納付に係る広島市立病院機構定款の一部改正等について報告を行った。

(4) その他

- ・事務局が、令和5年度理事会開催スケジュール（案）について報告を行った。

7 閉会

以上をもって理事会のすべての審議を終了したので、議長は午後4時30分に閉会を宣言し、解散した。